平成２９年（フ）第１号
奈良県五條市居傳町465番地の102
債務者　河中　和見
1　決定年月日時　平成29年１月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２９年（フ）第１８号
熊本市西区池田３丁目49番17号　メルヴ壱番館206
債務者　木庭　美加
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第４号
山口県光市大字三輪901番地３　三輪中央住宅17号
債務者　松河　啓二
1　決定年月日時　平成29年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２９年（フ）第１０号
熊本市北区山室２丁目７番64号
債務者　永田　大介
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第６５号
岩手県奥州市水沢区佐倉河字西沖ノ目４番地24
債務者　平塚　瑞穂
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２９年（フ）第２号
岩手県奥州市水沢区羽田町字沼尻141番地102
債務者　石川　英雄
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２９年（フ）第７号
群馬県高崎市並榎町94番地２　コーポいちくら102号
債務者　木佐木政勝
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第１６１９号
埼玉県南埼玉郡宮代町大字須賀1921番地16
債務者　荒井　幸子
1　決定年月日時　平成29年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１６６９号
埼玉県北本市西高尾３丁目83番地１　なごやかレジデンス北本220、旧住所埼玉県北足立郡伊奈町内宿台１丁目43番地　ルーラルビューＴＩ202
債務者　中村　寛子
1　決定年月日時　平成29年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４号
埼玉県吉川市会野谷２丁目27番地
債務者　小林　好一
1　決定年月日時　平成29年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１６号
埼玉県草加市松原４丁目１番50号
債務者　篠塚　由美（旧姓星野・野崎）
1　決定年月日時　平成29年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第６７９号
埼玉県富士見市鶴馬２丁目11番28―106号、前住所埼玉県富士見市西みずほ台２丁目12番地８　リュミエールみずほ台105
債務者　篠原久美子
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第６９９号
埼玉県富士見市東みずほ台２丁目27番地７　グリーンハイツ303
債務者　鈴木　悦男
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１０号
埼玉県ふじみ野市上福岡４丁目８番11号　第２みのり荘　103号
債務者　細田　昌英
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第３３３号
埼玉県児玉郡上里町大字七本木2029番地５　ヴィラ高橋105号
債務者　永田真理子
1　決定年月日時　平成29年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第３５３号
埼玉県児玉郡上里町大字神保原町179番地１　吉澤貸家Ａ棟
債務者　小林　利章
1　決定年月日時　平成29年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第３７３号
埼玉県行田市門井町３丁目１番地19
債務者　服部　真澄
1　決定年月日時　平成29年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部